

限りある資源だからこそ 水道水を大切にしたい

私たちの暮らしを支える狭山の水道事業は、昭和33年3月に計画給水人口3万人・一日の最大給水量5千400m³の規模を有する水道を目標に、厚生大臣の事業認可を得て発足しました。その後、皆さんのご家庭や工場などに給水してきましたが、人口および水需要の急速な増加に対応するため、これまで5度にわたる拡張事業を重ねてきた結果、狭山の水道普及率は現在99・9%にもなっています。そこで今回の特集では、皆さんの生活に欠かすことのできない身近な水道水についてお知らせします。

水道の水はどこから

日常生活や生産活動に欠かすことのできない水、この大切な水は無尽蔵なものではありません。地球上の水の約97%は海水で、残りの約3%の淡水のほとんどは、南極や北極などの氷であり、実際に使える水は約0・8%といわれています。ですから、何げなく蛇口をひねればすぐに飲める水道水も、限られた貴重な資源なのです。



狭山市では、1人1日平均346ℓの水が使われています

狭山市では、「県水」と「自己水」という2つの方法で得た水を水道水として皆さんに供給しています。県水とは、安定供給などを目的に建設されたダムで貯水し、利根川から武蔵水路を通じてきた荒川の水を取水した後、浦和市にある埼玉県の大久保浄水場でつくった水道水を購入したものです。これは狭山の水道水の約95%を占めています。自己水とは、入間川の田島屋堰上流から取水した川の水（伏流水）や深井戸（約20

0m、300m）からの水を市内の浄水場で水道水にしたものです。

狭山の水道水は安全です

狭山の水道事業の基本は、安全な水を安定して皆さんにお届けすることです。そのため水道部では、厚生省令で定められた水質基準項目に従い、定期的に検査を行っています。

この水質基準項目は、健康に関連する29項目と水道水が有すべき性状に関連する17項目の合計46項目で構成されています。検査は、皆さんにお届けする水道水の配水区域5系統別に行っており、平成11年6月に実施した検査結果を4ページ「安全な水」の検査結果のとおりにまとめましたので、皆さんにお知らせします。今後も、より安全な水道水を皆さんにお届けできるよう24時間体制で努力していきます。

自己水
ふくりゆうすい
伏流水



入間川の田島屋堰上流から取水しています

水道水が皆さんに届くまで

利根川のダムに貯えられた水は、武蔵水路を通り荒川で取水され、浦和市にある埼玉県大久保浄水場で水道水（県水）になり、地下の送水管を通して狭山市に送られてきます。また、入間川の田島屋堰上流から取水した伏流水や深井戸の水を市内の浄水場で水道水（自己水）にして皆さんの元へ24時間休むことなく送り続けています。



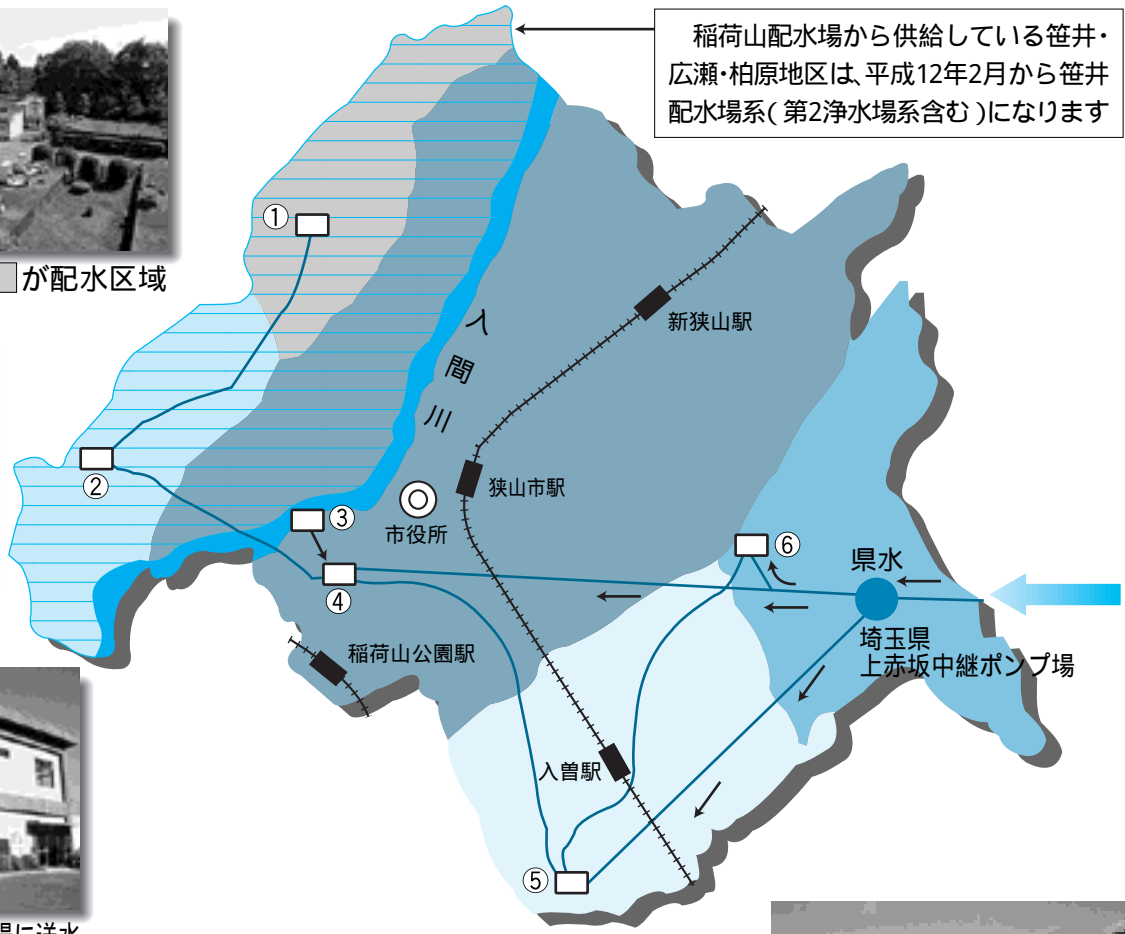
大久保浄水場(埼玉県)



①第2浄水場・が配水区域



②笹井配水場・が配水区域



③第1浄水場・稲荷山配水場に送水



④稲荷山配水場・が配水区域



⑤水野配水場・が配水区域



⑥堀兼浄水場・が配水区域

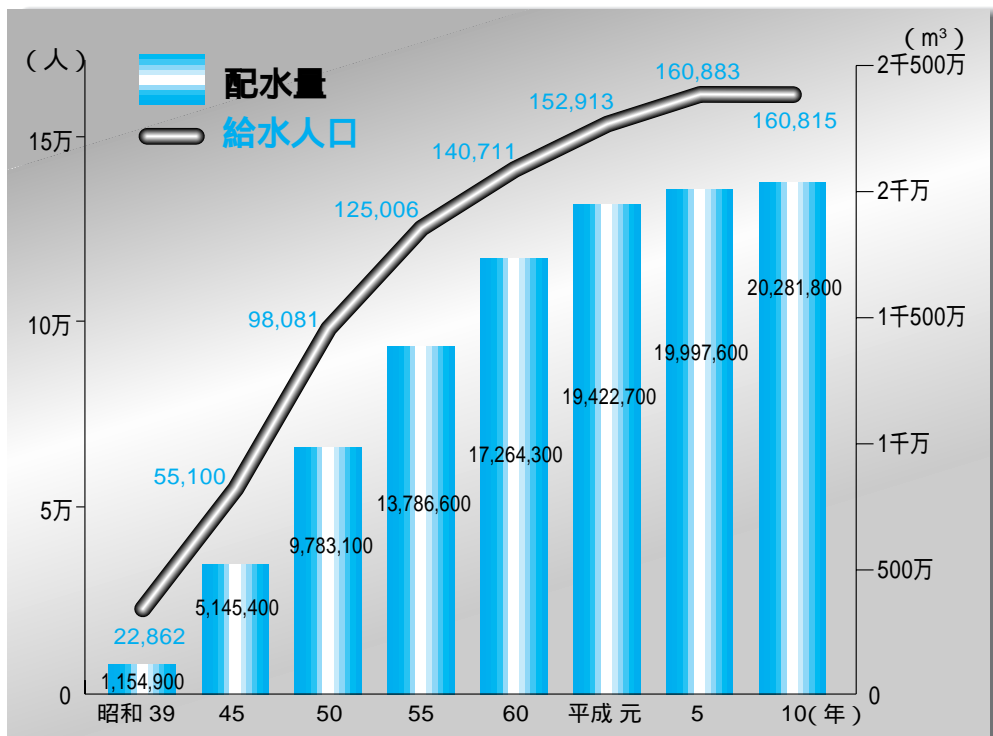
安全な水

市では、水道水の安全性を確保するため、定期的に水質検査を実施しています。平成11年6月に実施した配水場別の水質検査の結果は、下表のとおり全ての項目で水質基準に適合しています。 問い合わせ第1浄水場へ☎952 - 3993

水質基準項目	基準値	笹井配水場系	第2浄水場系	堀兼浄水場系	水野配水場系	稲荷山配水場系	
健康に関する項目	一般細菌	100以下 / ml	0個 / ml	0個 / ml	0個 / ml	0個 / ml	
	大腸菌群	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	
	カドミウム	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	水銀	0.0005mg/l以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
	セレン	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	鉛	0.05mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	ヒ素	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	六価クロム	0.05mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
	シアン	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	1.3	0.4	1.8	1.2	1.3
	フッ素	0.8mg/l以下	0.11	0.09	0.1	0.11	0.12
	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
	1,2ジクロロエタン	0.004mg/l以下	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満
	1,1ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	シス1,2ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	1,1,2トリクロロエタン	0.006mg/l以下	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満
	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.019	0.007	0.009	0.013	0.011
	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	0.004	0.002	0.003	0.002	0.003
	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.011	0.005	0.008	0.008	0.009
	ブromホルム	0.09mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.034	0.014	0.02	0.023	0.023
	1,3ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
シマジン	0.003mg/l以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	
チウラム	0.006mg/l以下	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	
チオベンカルブ	0.02mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
水道水が有すべき性状に関する項目	亜鉛	1.0mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.008	0.005未満	0.005未満
	鉄	0.3mg/l以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満
	銅	1.0mg/l以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
	ナトリウム	200mg/l以下	13.0	12.3	11.9	12.6	12.6
	マンガン	0.05mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
	塩素イオン	200mg/l以下	18.7	2.6	15.5	19.2	19.5
	硬度	300mg/l以下	61.7	46.4	59.5	62.2	62.1
	蒸発残留物	500mg/l以下	137	112	125	136	119
	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
	1,1,1トリクロロエタン	0.3mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	フェノール類	0.005mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
	KMnO4消費量	10mg/l以下	2.0	0.8	1.4	1.8	1.8
	PH値	5.8~8.6	7.0	7.6	7.3	7.1	7.1
	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	5度以下	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	
濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	

表中で 未満と表示されているのは、測定できる最小限の数値です。上記、水質基準項目は平成4年12月改正後の基準です

給水人口および配水量の推移

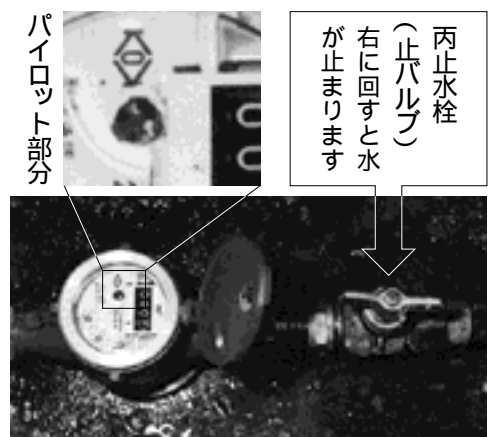


狭山市内の給水装置工事は「狭山市指定給水装置工事業者」が行います
 平成11年7月2日現在、狭山市指定給水装置工事業者として74社が登録されています。事業者リストは今後、広報さやまでお知らせする予定です。

問い合わせ水道業務課へ内線2311

宅内(水道メーター以降)の目で確認できない漏水の判定方法

水道部では2か月に一度実施している検針業務の際に、漏水の確認を行っています。皆さんが目で確認できない漏水を発見する方法として、家の中の全ての蛇口を閉めて、水道メーターのパイロット部分を左の写真を参照)を確認してください。このパイロットが回っていれば、水道メーター以降の給水管から漏水が発生している可能性があります。その場合は、メーターボックス内の丙止水栓(止バルブ)を右に回して水を止め、至急、狭山市指定給水装置工事業者に直接修繕依頼をしてください。事業者の連絡先は水道部にお問い合わせください。なお、この場合の修繕にかかる費用は、皆さんの負担となります。



問い合わせ水道業務課へ内線2316

安全な水を 今後も安定して 供給するために...

狭山の水道水が県水や自己水を使用し、安全な水を安定して供給していることをお知らせしてきました。皆さんの元へ水道水をお届けするためには、県水の購入などたくさんの費用がかかっています。また、水道施設の老朽化、災害に強い施設作りなど、今日の水道を取り巻く環境はさまざまな状況を迎え、今後維持管理にかかる経費が大きな課題となってきました。

水道事業は地方公共団体が公営企業として設置し経営していますが、施設の維持管理費や県水の購入費は皆さんの水道料金によって賄われるという独立採算制によって経営されています。このため、給水サービスの充実を図り、皆さんからの声を誠実に受け止め、貴重な水道料金を有効に活用することが強く求められています。

今後も将来を見据えた水道事業の健全な運営に全力で取り組んでまいりますので、皆さんのご理解と協力を願います。

問い合わせ
 水道業務課へ内線2311